



2016年9月28日

各 位

会 社 名 株式会社 東芝  
東京都港区芝浦1-1-1  
代表者名 代表執行役社長 綱川 智  
(コード番号: 6502 東、名)  
問合せ先 執行役常務 広報・IR部長  
長谷川 直人  
Tel 03-3457-2100

(開示事項の経過) 当社海外子会社に対する民事再生手続非継続の決定に関するお知らせ

当社の非連結子会社で光学ドライブの製造・販売事業を行っている東芝サムスンストレージ・テクノロジー韓国社(以下、「TSST-K」)に対して、昨日付で韓国ソウル中央地方裁判所より回生手続(※1)を継続しない旨の決定がなされましたので、下記のとおりお知らせします。

※1: 日本法上の民事再生手続に相当します。

## 記

### 1. 裁判所による決定について

2016年6月17日付「当社海外子会社に対する民事再生手続(韓国の回生手続)開始決定に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、当社子会社の東芝サムスンストレージ・テクノロジー株式会社(以下、「TSST」)が発行済株式の50.1%を保有する非連結子会社のTSST-Kによる申立てを受けて、韓国ソウル中央地方裁判所より回生手続開始の決定がTSST-Kに対してなされていましたが、昨日、同裁判所より、TSST-Kの清算価値が事業継続価値を上回るとの判断に至ったため回生手続を継続しない旨の決定がなされました。本決定から14日以内(2016年10月11日まで)に異議申し立てが行われない場合は、本決定が発効し、裁判所の管理の下進められてきたTSST-Kの回生手続は終了することになります。

### 2. 今後の見通し

裁判所の決定内容を踏まえて適切に対応していき、今後、開示すべき事項がある場合には、適時適切に開示してまいります。

### 3. 当社業績への影響

本決定による当社の当期連結業績への影響はありません。

以 上